

日本杜仲研究会細則

(2005年4月23日 設立総会議決)

(2006年8月4日 理事会改訂)

(事務所)

第1条 本会の事務所を

〒530-0012

大阪市北区芝田2丁目5番14号

に置く。

2. 事務局には事務局長および所要の職員をおく。
3. 事務局の組織および運営に関し、必要な事項は理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(会費)

第2条 本会の会費を次のとおりとする。

(1) 正会員の会費は、年額3,000円とする

(2) 賛助会員の会費は、年額一口50,000円とする

(3) (2)の他、賛助会員は、理事会からの請求に応じ、特別賛助会費を支払う。特別賛助会費は、当会運営上の必要に応じ、理事会決議をもって決定する。

以上